

本会議のあらまし

平成27年館林市議会第2回定例会は、6月12日から25日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、報告2件、議案11件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。

人事案件

▽副市長の選任についてⅡ

副市長の金井田好勇さん（大谷町）の任期が、本年6月26日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方自治法の規定により、議会の同意を求められたもので、賛成多数で同意されました。

条例の改正

▽館林市税条例の一部を改正する条例Ⅱ

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税において、地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」の対象資産について、「高

齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく登録を受けた新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅を新たに規定するもので、当該住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、適用期間を2年間延長した上で、わがまち特例を導入し、従来からの地方税法と同様、新築後5年間の税額を3分の2減額する措置を講じるものです。

市たばこ税において、一般品のたばこよりも低い税率が適用されている、旧三級品の紙巻きたばこに係る特例税率を廃止し、平成28年4月から平成31年4月にかけて経過措置を設け、段階的に税率を現行の100

0本につき2495円から5262円に引き上げることに伴い、平成31年4月1日から一般品のたばこと同じ税率になるものです。さらに、旧税率で仕入れた旧三級品の紙巻きたばこを新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利益の防止のために手持品課税を実施し、平成31年4月1日には当初の10000本につき430円から1262円に引き上げるなど、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市手数料条例の一部を改正する条例Ⅱ

建築基準法の一部改正に伴う建築物に関する確認申請手数料の改訂及び開発行為許可手数料との公平性を図ることに伴い、道路の位置の指定を申請する場合の申請手数料として新たに5万円徴収する設定をするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。



地区計画区域を定めた赤生田地区

その他の議案

▽群馬東部水道企業団の設立についてⅡ

構成団体である太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の水道事業を統合し、水

道事業の経営に関する事務を共同処理するため、地方自治法の規定により、関係市町との協議によって規約を定め、群馬東部水道企業団を設立することについて、関係市町と協議を行うため、同法の規定により議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽館林市文化会館大ホール棟耐震等改修工事請負契約の締結についてⅡ施設の安全性を高めるため、館林市文化会館大ホール棟の耐震等改修を行うことに伴い、4億1148万円の工事請負契約を締結しようとするもので、全員一致で可決されました。



改修工事が予定されている文化会館大ホール棟